						理権の設定	定を受ける	5市町	(名称)			(所在地)		
	敕 珥				村(乙	1)			秩父市長	清野 和彦		埼玉県秩父市熊木町8番15号	•	
	整 理 番 号	R7久那	_	1		・理権を設?	定する杰ホ	*の本	(氏名又は	名称)		(住所又は所在地)		
					林所有	者(甲)	C 9 DAKT	NV J AM						
	کا	が経営管	理権の)設定を受	受ける新	森林(A)				経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	na 倒埋								経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
1			17	4-1			スギ	63	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	秩父市久那	3267	17	4-2	山林	0. 5100	ヒノキ	63	11	"	II	II	IJ	
3			17	4-3			アカマツ	63	11	"	II	IJ	IJ	
4			17	5-1			スギ	63	11	II	11	II	IJ	
5	秩父市久那	3271	17	5-2	山林	0. 0839	ヒノキ	63	11	II	11	II	IJ	
6			17	5-3			アカマツ	63	11	II	11	II	IJ	
7			17	5-4			スギ	63	11	II	11	II	IJ	
8	秩父市久那	3272	17	5-5	山林 0.0433	ヒノキ	63	11	II	11	II	IJ		
9			17	5-6		-	アカマツ	63	11	II	11	II	IJ	
10	秩父市久那	3273	17	5-7	山林	0. 1666	スギ	63	IJ	"	II	II	IJ	

	ک	が経営管	理権の	設定を受	そける 新	森林 (A)				経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
11			17	5-8			ヒノキ	63	11	II	11	II	"	
12			17	5-9			アカマツ	63	11	"	"	II	"	
13			17	6-1			スギ	63	11	11	11	II	"	
14	秩父市久那	3274	17	6-2	山林	0. 1477	ヒノキ	63	"	"	"	II	"	
15			17	6-3			アカマツ	63	"	"	IJ	II	"	
16			17	6-4			スギ	63	"	"	IJ	II	"	
17	秩父市久那	3275	17	6-5	山林	0. 3484	ヒノキ	63	"	"	IJ	II	"	
18			17	6-6			アカマツ	63	"	"	IJ	II	"	
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
												·		

	<u>ک</u>	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1			17	4-1			スギ	63					
2	秩父市久那	3267	17	4-2	山林	0. 5100	ヒノキ	63					
3			17	4-3			アカマツ	63					
4			17	5-1			スギ	63					
5	秩父市久那	3271	17	5-2	山林	0. 0839	ヒノキ	63					
6			17	5-3			アカマツ	63					
7			17	5-4			スギ	63					
8	秩父市久那	3272	17	5-5	山林	0.0433	ヒノキ	63					
9			17	5-6			アカマツ	63					
10			17	5-7			スギ	63					
11	秩父市久那	3273	17	5-8	山林	0. 1666	ヒノキ	63					
12			17	5-9			アカマツ	63					
13			17	6-1			スギ	63					
14	秩父市久那	3274	17	6-2	山林	0. 1477	ヒノキ	63					
15			17	6-3			アカマツ	63					

	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける名	森林 (A)			経営管理権を設	党定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
16			17	6-4			スギ	63					
17	秩父市久那	3275	17	6-5	山林	0. 3484	ヒノキ	63					
18			17	6-6			アカマツ	63					
19	 												
20	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +												
21													
22													
23													
24													
25													
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)									住 所(同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	つる森本	木の森林原	所有者	(甲)			住 所 (同上)			印	

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1			17	4-1	
2	秩父市久那	3267	17	4-2	
3			17	4-3	
4			17	5-1	
5	秩父市久那	3271	17	5-2	
6			17	5-3	
7			17	5-4	
8	秩父市久那	3272	17	5-5	<経営管理実施権が設定される場合>
9			17	5-6	○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
10			17		○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
11	秩父市久那	3273	17	5-8	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
12			17	5-9	
13			17	6-1	
14	秩父市久那	3274	17	6-2	○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
15			17	6-3	○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
16			17	6-4	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの
17	秩父市久那	3275	17	6-5	目視によって判断できる限りで行う。
18			17	6-6	
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1			17	4-1	
2	秩父市久那	3267	17	4-2	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
3			17	4-3	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した
4			17	5-1	額を控除した額とする。
5	秩父市久那	3271	17	5-2	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
6			17	5-3	○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
7			17	5-4	(3. 伐採等に要する経費の算定方法)
8	秩父市久那	3272	17	5-5	(3. 仅保等に要する経貨の昇足万伝) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に
9			17	5-6	提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
10			17	5-7	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す
11	秩父市久那	3273	17	5-8	る。
12			17	5-9	○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当 たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
13			17	6-1	○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
	秩父市久那	3274	17	6-2	る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
15			17	6-3	Vが娘に塞りV・C性負を発定することができる。
16			17	6-4	(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)に
	秩父市久那	3275	17	6-5	□ 経営管理美地権有が管理を行うために委じた経貨の美行経貨が上記(3. 仅休寺に安りる経貨の算足方伝)に □ より算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
18			17	6-6	○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
19					場合については、その左領は経呂官垤夫施権有が負担するものとする。 -
20					<経営管理実施権が設定されない場合>
21					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
22					
23					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

							定を受ける	方市町	(名称)			(所在地)		
	整 理番 号	R7久那	_	2	村(乙					清野 和彦		埼玉県秩父市熊木町8番15号	•	
	番 芳					・理権を設 者 (甲)	定する森林	木の森	(氏名又は	(名称)		(住所又は所在地)		
	7	が体帯を	: 四	が今まる						/vz			- 13 H) - 5	
		が経呂官	理権の	放化を分	えい る st 	森林(A) 「			(c) 11/ (c)	経営管理 権の存続	経営管理権に基	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除	乙が甲にD を支払うべ	
番号	1 17 26-1 スギ								経営管理 権の始期	廿日月日	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	き時期、相 手方及び方 法	備考
1	孙 公士力 邢	2001	17	26-1	11.44	0.0005	スギ	62	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照	
2	* 秩父市久那	3261	17	26-2	ШЖ	0.0905	モミ	119	"	"	11	IJ	"	
3	44.公主月刊	2000	17	26-3	山林 0.1034		スギ	60	"	"	11	11	11	
4	* 秩父市久那	3262	17	26-4	ШЖ	0. 1034	その他広	36	"	"	11	IJ	"	
5														
6														
7														
8														
9														
10														

	乙	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を認	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市久那	3261	17	26-1	山林	0. 0905	スギ	62					
2	伏人川久那	3201	17	26-2	ЩЖ	0. 0905	モミ	119					
3	秩父市久那	3262	17	26-3	111 24	0 1024	スギ	60					
4	17 26-4 その他広							36					
5													
6													
7													
8													
9													
10													
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)									住 所 (同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利を設定する森林の森林所有者(甲)								住 所(同上)			印	

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市久那	3261	17	26-1	ノタ 労 佐 田 中 佐 佐 ぶ E D ウ シ ねって 担 A \
2	伏人川人加	3201	17	26-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3	秩父市久那	3262	17	26-3	理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4	伏人川人加	3202	17	26-4	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5					
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行う。
9					日元によって刊的 C の P以り C 11 ノ。
10				_	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	秩父市久那	3261	17	26-1	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した額を控除した額とする。
2	从人们人加	3201	17	26-2	(2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3	秩父市久那	3262	17	26-3	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4	(人人)[1]人加	3202	17	26-4	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
5					○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
6					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

	整 理				経営管村(乙		定を受ける	お市町	(名称) 秩父市長	清野 和彦		(所在地) 埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	整 理番号	R7久那	_	3		・理権を設 者(甲)	定する森林	木の森	(氏名又は	名称)		(住所又は所在地)		
	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける新	森林(A)				経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	番号 所在 地番 林班 小班 地目 面積 ha 現況 樹種 1 19 64-1 スギ								経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	手方及び方	備考
1			19	64-1			スギ	51	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照	
2	44.75十月 37	00.07	19	64-2	.1.44	0.0010	その他広	66	"	"	"	IJ	"	
3	秩父市久那	2367	19 64-3	山林 0.9616	0.9616	その他広	55	"	"	IJ	11	"		
4			19	64-4			スギ	56	"	"	"	IJ	"	
5														
6														
7														
8														
9														
10	10													

	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける家	森林 (A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1			19	64-1			スギ	51					
2	秩父市久那	2367	19	64-2	山林	0. 9616	その他広	66					
3	次文川 <u></u> 次	2307	19	64-3	ШЖ	0. 9010	その他広	55					
4			19	64-4			スギ	56					
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に同意する。												
権利の設定を受ける市町村 (乙)									住 所(同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
権利を設定する森林の森林所有者(甲)									住 所(同上)			印	

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1			19	64-1	ノタ 労 佐 田 中 佐 佐 ぶ E D ウ シ ねって 担
2	秩父市久那	2367	19	64-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3	伏又印久那	2307	19	64-3	理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4			19	64-4	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5					
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行う。
9					日光によつ (刊例 (さる)以り (1))。
10					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1			19	64-1	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した 額を控除した額とする。
2	秩 父市久那	2367	19	64-2	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3	70. (A) (A)	2301	19	64-3	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4			19	64-4	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す る。
5					○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる
6					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

		理				理権の設定	定を受ける	市町	(名称)			(所在地)		
	整 理	R7久那	_	4	村(乙	1)				清野 和彦		埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	番号	1(1)()()		1	経営管理権を設定する森林の森			(氏名又は	名称)		(住所又は所在地)			
					林所有者(甲)									
	乙	が経営管	理権の)設定を受	受ける新	森林(A)				経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から 乙が甲にD		
番号	計 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 現況 権の 財種 林齢		権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)		き時期、相属	備考
1	独公士	2150	17	34-1	11144	0 4501	スギ	50	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照	
2	→ 秩父市久那	3150	17	34-2	ШМ	0. 4561	その他広	64	11	"	"	IJ	"	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

	乙	が経営管	理権の	設定を受	をける名	森林(A)			経営管理権を認	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市久那	3150	17	34-1	山林	0.4561	スギ	50					
2	伏又川久那	3130	17	34-2	ШЖ	0. 4561	その他広	64					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画	に同意す	-る。										
権利の設定を受ける市町村 (乙)									住 所(同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	つる森林	木の森林原	听有者	(甲)			住 所(同上)			印	

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1		2150	17	34-1	ノ /vz)
2	秩父市久那	3150	17	34-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3					理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4					○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5					
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行う。
9					日況によつ(刊例 C さ の区り C11 7。
10					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	+ 秩父市久那	3150	17	34-1	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した 額を控除した額とする。
2	(人又刊/人)(J	3130	17	34-2	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3					(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に
4					提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
5					○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
6					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

						理権の設定	定を受ける	る市町	(名称)			(所在地)		
	整 理番 号	R7久那	_	5	村(乙	,)					野和彦	埼玉県秩父市熊木町8	3番15号	
	番号			O		経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける新	森林(A)		1		経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
1			20	56-1			スギ	74	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	秩父市久那	1452	20	56-2	111+4-	0 4691	ヒノキ	74	11	"	"	II	"	
3	依又用久那	1402	20	56-3	ШЖ	0. 4631	アカマツ	56	11	"	"	II	"	
4			20	56-4			スギ	50	IJ	"	II	IJ	"	
5														
6														
7														
8														
9														
10														

	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける家	森林 (A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1			20	56-1			スギ	74					
2	秩父市久那	1452	20	56-2	山林	0. 4631	ヒノキ	74					
3	次文刊/ 分 期	1402	20	56-3	ШЖ	0.4031	アカマツ	56					
4			20	56-4			スギ	50					
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画	に同意す	-る。										
	権利の設定を受ける市町村(乙)								住 所(同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	る森材	木の森林原	听有者	(甲)			住 所(同上)			印	

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1			20	56-1	ノ /vz)
2	秩父市久那	1459	20	56-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3	依 又 田久那	1452	20	56-3	理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4			20	56-4	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5					
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行う。
9					日元により (刊例 Ce の以り C11)。
10					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1			20	56-1	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した額を控除した額とする。
2	秩父市久那	1452	20	56-2	(2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3		1102	20	56-3	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4			20	56-4	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
5					○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
6					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項)○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

	整理				経営管村(乙		定を受ける	方市町	(名称) 秩父市長	清野 和彦		(所在地) 埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	整理番号	R7久那	_	6		・理権を設力 者(甲)	定する森材	木の森	(氏名又は	名称)		(住所又は所在地)		
	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける新	森林(A)				経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	na 肉性								経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
1	秩父市久那	3155-1	17	38-1	山林 0.0409 その他広 69 山林 0.0776 その他広 13			2025. 7. 1	2030. 3. 31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照		
2	秩父市久那	3218	17	84-1				"	"	"	II	"		
3					山林 0.0776 その他広 13									
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10	10													

	乙	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市久那	3155-1	17	38-1	山林	0. 0409	その他広	69					
2	秩父市久那	3218	17	84-1	山林	0. 0776	その他広	13					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
この計画に同意する。													
権利の設定を受ける市町村(乙)									住 所 (同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	る森材	木の森林原	听有者	(甲)			住 所(同上)			印	

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市久那	3155-1	17	38-1	
2	秩父市久那	3218	17	84-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3					理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4					○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5					
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行う。
9					日元により (刊例 Cさ 3P以り C11 7。
10		_			

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	秩父市久那	3155-1	17	38-1	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した額を控除した額とする。
2	秩父市久那	3218	17	84-1	(2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3					(3. 伐採等に要する経費の算定方法)○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4					○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
5					○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
6					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

	整 理	D= 6 TR		_	経営管村(乙		定を受ける	方市町	(名称) 秩父市長	清野 和彦		(所在地) 埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	整理番号	R7久那	_	7		・理権を設 者 (甲)	定する森材	木の森	(氏名又は	名称)		(住所又は所在地)		
	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける新	森林 (A)				経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	na 倒埋							現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
1	秩父市久那	863-1	21	119-5	畑 0.1037 その他広 59 山林 0.0928 その他広 59			2025. 7. 1	2030. 3. 31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照		
2	秩父市久那	1016	21	119-4				59	IJ	"	11	11	"	
3					山林 0.0928 その他広 59									
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10	10													

	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける家	森林(A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市久那	863-1	21	119-5	畑	0. 1037	その他広	59					
2	秩父市久那	1016	21	119-4	山林	0. 0928	その他広	59					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
この計画に同意する。													
権利の設定を受ける市町村(乙)									住 所 (同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	つる森林	木の森林原	听有者	(甲)			住 所(同上)			印	

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市久那	863-1	21	119-5	_ √vq ^{ω_ k} k*τ= c+ 1/- 1/- 1/- 1/- 1/- 1/- 1/- 1/- 1/- 1/-
2	秩父市久那	1016	21	119-4	
3					理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4					○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5					
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの
9					日視によって判断できる限りで行う。
10					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	秩父市久那	863-1	21	119-5	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した 額を控除した額とする。
2	秩父市久那	1016	21	119-4	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3					(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4					○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す る。
5					○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たってこに提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
6					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

						理権の設定	定を受ける	が市町	(名称)			(所在地)		
	整理番号	R7久那	_	8	村(乙	1)			秩父市長	清野 和彦		埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	番号	KT//\DB		O		理権を設定	定する森林	木の森	(氏名又は	名称)		(住所又は所在地)		
					林所有	者(甲)								
	乙	が経営管	理権の	設定を受	をける新	柒林 (A)				経営管理	 経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	· 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	だといって行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	
1			19	41-1			スギ	47	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	孙公吉 力 邢	9205-1	19 41-2	41-2	山林	2. 6175	ヒノキ	46	IJ	"	IJ	II	"	
3	依久川久加	市久那 2395-1		41-3	ЩИ	2.0175	その他広	69	"	"	IJ	IJ	"	
4			19	41-4			その他広	69	"	"	IJ	IJ	"	
5	秩父市久那	2396	19	41-7	原野	0. 1114	その他広	71	IJ	"	IJ	II	"	
6	秩父市久那	2397	19	41-6	保安林	0. 1166	その他広	69	11	"	IJ	II	"	
7	秩父市久那	2398	19	41-5	保安林	0.029	その他広	69	"	"	IJ	IJ	"	
8	* 秩父市久那	2200	19 39-2	111##	0 1777	その他広	70	IJ	"	IJ	II	"		
9	1人又口/人加	久那 2399 19 39-3	山林 0.1777	スギ	47	IJ	"	IJ	II	11				
10	秩父市久那	2400	19	38-3	山林	0. 5087	その他広	71	IJ	"	IJ	IJ	"	

	乙;	が経営管	理権の	設定を受	受ける新	森林 (A)				経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	だといって行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
11	秩父市久那	2436	19	38-1	原野	0. 2859	その他広	62	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照	
12	伏又川久那	2430	19	38-2	原野	0. 2859	その他広	79	11	"	IJ	IJ	"	
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

	Z .	が経営管	理権の	設定を受	をける家	森林 (A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1			19	41-1			スギ	47					
2	秩父市久那	2395-1	19	41-2	山林	2. 6175	ヒノキ	46					
3	依文田久那	2399-1	19	41-3	Щ//	2.0175	その他広	69					
4			19	41-4			その他広	69					
5	秩父市久那	2396	19	41-7	原野	0. 1114	その他広	71					
6	秩父市久那	2397	19	41-6	保安林	0. 1166	その他広	69					
7	秩父市久那	2398	19	41-5	保安林	0. 029	その他広	69					
8	秩父市久那	2399	19	39-2	山林	0. 1777	その他広	70					
9	伏人川久加	4399	19	39-3	ЩЖ	0. 1777	スギ	47					
10	秩父市久那	2400	19	38-3	山林	0. 5087	その他広	71					
11	秩父市久那	2436	19	38-1	原野	0. 2859	その他広	62					
12	依人田久那	2430	19	38-2	까 野	0. 2899	その他広	79					
13													
14													
15													

	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
	この計画	に同意す	-る。										
権利の設定を受ける市町村 (乙)									住 所(同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	つる森林	木の森林原	所有者	(甲)			住 所(同上)			印	

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1			19	41-1	
2	秩父市久那	2205-1	19	41-2	
3	伏 又印 <u></u>	2393-1	19	41-3	
4			19	41-4	
5	秩父市久那	2396	19	41-7	
6	秩父市久那	2397	19	41-6	
7	秩父市久那	2398	19	41-5	
8	秩父市久那	2399	19	39-2	<経営管理実施権が設定される場合>
9	1人又 [1] 人加	2399	19	39-3	○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管 理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
10	秩父市久那	2400	19	38-3	○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
11	秩 父市久那	2436	19	38-1	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
12	100000	2430	19	38-2	
13					
14					○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
15					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
16					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの
17					目視によって判断できる限りで行う。
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1			19	41-1	<経営管理実施権が設定される場合>
2	秩父市久那	2205-1	19	41-2	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
3	依人川久加	2395-1	19	41-3	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した
4		19		41-4	「病る経質及いでの他性者自母に係る経質(森外体膜の体膜科、森外の体護等に安する経質)として石が昇足した 額を控除した額とする。
5	秩父市久那	2396	19	41-7	(2) 大けの形書収さの類の質字大汁)
6	秩父市久那	2397	19	41-6	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
7	秩父市久那	2398	19	41-5	
8	秩父市久那	2399	19	39-2	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に
9	依人川久那	2399	19	39-3	提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
10	秩父市久那	2400	19	38-3	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す
11	秩父市久那	2436	19	38-1	る。
12	依又印久那	2430	19	38-2	○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当 たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
13					□ たって石に使かし、経営管理実施権配分計画に添わされた経費の見積額により鼻出する。□ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる。
14					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積
15					の額に基づいて経費を算定することができる。
16					(4. 留意事項)
17					○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)に より算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
18					○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3.伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
19					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
20					<経営管理実施権が設定されない場合>
21					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
22					○ □ル゚の甲に並或♡又払ピルム1」ネクノホピ。
23					(2. 留意事項)
24					○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
25					

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

	整 理				経営管理権の設定を受ける市町 村(乙) 経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)				(名称) 秩父市長	清野 和彦		(所在地) 埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	整理番号	R7久那	_	9					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	- 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	没休寺に安りる経賃を控防	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
1	秩父市久那	2836	17	76-5	原野	0. 1497	スギ	65	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	秩父市久那	3146	17	23	畑	0. 1557	スギ	60	11	"	"	"	"	
3	秩父市久那	3161-1	17	40	山林	0. 1692	スギ	60	11	11	IJ	IJ	11	
4	秩父市久那	3266	17	25	原野	0. 1537	スギ	60	11	11	IJ	11	11	
5	秩父市久那	3277	17	8	山林	0. 3775	スギ	61	11	11	IJ	11	11	
6														
7														
8														
9														
10														

	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を認	党定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市久那	2836	17	76-5	原野	0. 1497	スギ	65					
2	秩父市久那	3146	17	23	畑	0. 1557	スギ	60					
3	秩父市久那	3161-1	17	40	山林	0. 1692	スギ	60					
4	秩父市久那	3266	17	25	原野	0. 1537	スギ	60					
5	秩父市久那	3277	17	8	山林	0. 3775	スギ	61					
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画 権利			5市町村	(乙)				住 所(同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	つる森林	木の森林原	听有者	(甲)			住 所(同上)			印	

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市久那	2836	17	76-5	- / vg 24/th rm ch + h- h- 1 2 1 2 1 1 A N
2	秩父市久那	3146	17	23	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3	秩父市久那	3161-1	17	40	理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4	秩父市久那	3266	17	25	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5	秩父市久那	3277	17	8	
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行う。
9					日元によって判例による例以りに11万。
10					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	秩父市久那	2836	17	76-5	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した 額を控除した額とする。
2	秩父市久那	3146	17	23	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3	秩父市久那	3161-1	17	40	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4	秩父市久那	3266	17	25	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す る。
5	秩父市久那	3277	17	8	○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積
6					の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

	整 理	D7 力 刊7 10			経営管村(乙		定を受ける	方市町	(名称) 秩父市長	清野 和彦		(所在地) 埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	整 理番 号	R7久那	_	10	経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)				(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	· 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
1	秩父市久那	789	21	21-3	山林	0. 0889	スギ	57	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2				23-6			アカマツ	74	11	"	"	IJ	"	
3	秩父市久那	796	21	23-7	山林	0. 1332	その他広	66	11	"	IJ	11	11	
4				23-8			スギ	57	11	11	IJ	11	11	
5														
6														
7														
8														
9														
10														

	Z .	が経営管	理権の	設定を受	をける家	森林 (A)			経営管理権を設	だする森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市久那	789	21	21-3	山林	0. 0889	スギ	57					
2				23-6			アカマツ	74					
3	秩父市久那	796	21	23-7	山林	0. 1332	その他広	66					
4				23-8			スギ	57					
5													
6													
7													
8													
9													
10													
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)									住 所(同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	つる森材	木の森林原	听有者	(甲)			住 所(同上)			印	

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	·林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市久那	789	21	21-3	フタマ <u> </u>
2	秩父市久那	796	21	23-6	
3				23-7	理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4				23-8	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5					
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行う。
9					ロIMIによってTUBIにはのPXソ C11 /。
10					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	秩父市久那	789	21	21-3	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した 額を控除した額とする。
2	秩父市久那	796	21	23-6	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3				23-7	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4				23-8	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す る。
5					○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
6					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

経営管理権集積計画

1 個別事項

	##v ru					理権の設定	定を受ける	方市町	(名称)			(所在地)		
	整理番号	R7久那	_	11	村(乙	.)			秩父市長	清野 和彦		埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	番号	バイクへカロ		11		理権を設定	定する森林	木の森	(氏名又は	名称)		(住所又は所在地)		
					林州有	者(甲)								
	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける名	森林(A)				経営管理	 経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	· 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	12休寺に安りる経賃を控除	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
1	秩父市久那	867	0.1	110.0	山林	0.0495	フの地片	CO	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照	
2	秩父市久那	868-1	21	118-2	原野	0. 1361	その他広 62	"	"	11	11	"		
3	秩父市久那		20	86-1			スギ	51	"	"	11	11	"	
4	秩父市久那	1333-1	20	86-2	山林	0. 3672	ヒノキ	51	"	"	"	II	"	
5	秩父市久那		20	86-3			その他広	61	IJ	"	"	II	"	
6	秩父市久那	1337	20	87-1	111+4-	0. 6700	ヒノキ	71	11	"	IJ	II	"	
7	秩父市久那	1557	20	87-2	ШЖ	0.6700	その他広	61	"	"	"	II	"	
8	秩父市久那	1340	20	88-3	山林	0. 3520	ヒノキ	87	"	"	"	II	"	
9														
10														
	-		_		-									

	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける名	森林 (A)			経営管理権を記	設定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	· 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市久那	867	0.1	110 0	111+4-	0. 0495	るの仲は	62					
2	秩父市久那	868-1	21	118-2	山林	0. 1361	その他広	62					
3	秩父市久那		20	86-1			スギ	51					
4	秩父市久那	1333-1	20	86-2	山林	0. 3672	ヒノキ	51					
5	秩父市久那		20	86-3			その他広	61					
6	秩父市久那	1337	20	87-1	山林	0. 67	ヒノキ	71					
7	秩父市久那		20	87-2	Ш//	0.07	その他広	61					
8	秩父市久那	1340	20	88-3	山林	0. 352	ヒノキ	87					
9													
10													
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所(同上) 秩父										秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	-る森ホ	木の森林原	听有者	(甲)			住 所(同上)			印	

(記載注意)

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市久那	867	21	110 0	ノ /g
2	秩父市久那	868-1	21		<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3	秩父市久那		20	86-1	理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4	秩父市久那	1333-1	20	86-2	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5	秩父市久那		20	86-3	
6	秩父市久那	1007	20	87-1	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7	秩父市久那	1337	20	87-2	○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8	秩父市久那	1340	20	88-3	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行う。
9					日元により(刊明 C C のPK Y C11 / 。
10					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	秩父市久那	867	21	118-2	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した 額を控除した額とする。
2	秩父市久那	868-1	21	110-2	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3			20	86-1	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4	秩父市久那	1333-1	20	86-2	一
5			20	86-3	○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
6			20	87-1	る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
7	秩父市久那	1337	20	87-2	(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8	秩父市久那	1340	20	88-3	場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

経営管理権集積計画

1 個別事項

	整 理				経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)				(名称)			(所在地)		
	整理番号	R7久那	_	12	-		シナッ木+	・ の木	秩父市長 (氏名又は	清野 和彦		埼玉県秩父市熊木町8番15号 (住所又は所在地)	•	
	ш					・理権を設 者(甲)	正りる無力	下の稀		~D 414				
	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける新	森林 (A)				経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	· 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	ででいて行われる 経営管理の内容 (C)		を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	
1	秩父市久那	340-1	21	_	畑	0.0122	_	-	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	秩父市久那	341-1	21	_	原野	0.0581	_	-	"	"	11	IJ	"	
3	秩父市久那	344-1	21	86	山林	0. 1091	スギ	72	IJ	"	11	11	11	
4	秩父市久那	345-1	21	-	山林	0. 1434	_	_	11	"	11	JJ	"	
5														
6														
7														
8														
9			_											
10														

	乙	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を設	だする森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市久那	340-1	21	-	畑	0. 0122	ı	-					
2	秩父市久那	341-1	21	1	原野	0. 0581	1	_					
3	秩父市久那	344-1	21	86	山林	0. 1091	スギ	72					
4	秩父市久那	345-1	21	1	山林	0. 1434	1	_					
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)								住 所 (同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	る森林	木の森林原	听有者	(甲)			住 所(同上)			印	

(記載注意)

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市久那	340-1	21	ı	- / vg 产 ktr rm rtz +kt- kt よい = 1. rt - kt -
2	秩父市久那	341-1	21	ı	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3	秩父市久那	344-1	21	86	理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4	秩父市久那	345-1	21	ı	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5					
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行う。
9					日祝によりて刊例できる呼びで行う。
10					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	秩父市久那	340-1	21	_	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した額を控除した額とする。
2	秩父市久那	341-1	21	-	(2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3	秩父市久那	344-1	21	86	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4	秩父市久那	345-1	21	1	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す る。
5					○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
6					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項)○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

経営管理権集積計画

1 個別事項

		T			経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)				(名称)			(所在地)		
	整理番号	R7久那	_	13	村(乙	1)				清野 和彦		埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	番 号	221 / 2/4				・理権を設 者 (甲)	定する森材	木の森	(氏名又は	(名称)		(住所又は所在地)		
	乙	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林(A)	1			経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	· 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
1	+ 秩父市久那	2792	18	14-1	11144	0. 1838	スギ	69	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	依文印入那	2192	18	14-2	ЩЖ	0. 1030	その他広	64	11	IJ	"	IJ	"	
3	秩父市久那	2816-1	18	29-1	山林	0. 2750	その他広	64	11	"	"	II	"	
4	秩父市久那	2816-2	18	29-2	山林	0. 1930	スギ	72	11	IJ	"	IJ	"	
5	秩父市久那	2830-1	18	23-2	山林	0. 0297	スギ	64	11	"	"	II	"	
6														
7														
8														
9														
10														

	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける家	森林 (A)			経営管理権を認	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市久那	2792	18	14-1	11144	0. 1838	スギ	69					
2	秋 太阳久那	2192	18	14-2	ШЖ	0. 1030	その他広	64					
3	秩父市久那	2816-1	18	29-1	山林	0. 275	その他広	64					
4	秩父市久那	2816-2	18	29-2	山林	0. 193	スギ	72					
5	秩父市久那	2830-1	18	23-2	山林	0. 0297	スギ	64					
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画 権利			5市町村	(乙)				住 所 (同上)	秩父市長 清野	和彦	囙	
	権利	を設定す	る森材	木の森林原	听有者	(甲)			住 所(同上)			印	

(記載注意)

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市久那	9709	18	14-1	- /g
2	伏又川久那	2792	18	14-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3	秩父市久那	2816-1	18	29-1	理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4	秩父市久那	2816-2	18	29-2	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
5	秩父市久那	2830-1	18	23-2	
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限りで行う。
9					日元によって刊的 C G の以り C11 J。
10		_		_	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	+ 秩父市久那	2792	18	14-1	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した 額を控除した額とする。
2	(人又刊/人)(J	2192	18	14-2	(2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3	秩父市久那	2816-1	18	29-1	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4	秩父市久那	2816-2	18	29-2	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す る。
5	秩父市久那	2830-1	18	23-2	○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらなが場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
6					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

経営管理権集積計画

1 個別事項

	整理	Da H TII			経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)				(名称) 秩父市長 清野 和彦 (氏名又は名称)			(所在地) 埼玉県秩父市熊木町8番15号 (住所又は所在地)		
	整 理番 号	R7久那	_	14	経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理	経営管理権に基		乙が甲にD	
番号	· 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	へて行われる 仅休寺に安りる経賃を控除 をう で理の内容 してなお利益がある場合に きゅ		備考
1	秩父市久那	2764	18	1-2	山林	0. 1031	ヒノキ	61	2025. 7. 1	2030. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	秩父市久那	2765	18	1-3	山林	0.0148	ヒノキ	61	"	"	IJ	"	"	
3	秩父市久那	2766	18	1-1	山林	0. 1107	スギ	49	11	"	IJ	11	11	
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を設	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考	
1	秩父市久那	2764	18	1-2	山林	0. 1031	ヒノキ	61						
2	秩父市久那	2765	18	1-3	山林	0. 0148	ヒノキ	61						
3	秩父市久那	2766	18	1-1	山林	0. 1107	スギ	49						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
	この計画に同意する。													
									住 所 (同上)	秩父市長 清野	和彦	印		
権利を設定する森林の森林所有者(甲)									住 所(同上)			印		

(記載注意)

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市久那	2764	18	1-2	_ (vq)
2	秩父市久那	2765	18	1-3	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3	秩父市久那	2766	18	1-1	理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4					○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの E よって判断できる限りで行う。
5					
6					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの
9					日視によって判断できる限りで行う。 - 目視によって判断できる限りで行う。
10					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)		
1	秩父市久那	2764	18	1-2	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した 額を控除した額とする。		
2	秩父市久那	2765	18	1-3	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。		
3	秩父市久那	2766	18	1-1	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。		
4							
5					○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ		
6					る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。		
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る		
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合>		
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。		
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。		

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>